

一般社団法人 医療のTQM推進協議会

医療の改善活動ネットワーク会員・入会に関する規程（要約）

1. 会員の種類・定義

- ①施設会員 医療機関を代表する病院長、医療に関連する法人等の代表者あるいはそれに準ずるもの
- ②個人会員 協議会の趣旨に賛同する医療従事者及び研究者等個人
- ③賛助会員 協議会の趣旨に賛同し協議会事業を支援する法人、個人事業者及びその他の個人で、法人・個人事業者の場合は、原則として医業関連業務に従事する者とする

2. 入会の手続き

協議会定款第3条に定める目的に同意し、協議会が主宰する事業に参加を希望するものは、以下の手続きを経て会員になることができる。

- ①別に定める「医療の改善活動ネットワーク入会申込書」に必要事項を記入し協議会事務局に提出する。
- ②「医療の改善活動ネットワーク入会申込書」を協議会理事全員で閲覧し、理事全員の承諾を得て入会が認められる。
- ③入会承認後、協議会事務局より送付される「会員 登録書」に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- ④登録書が事務局に提出された後に、事務局より3項に定める入会金・年会費の請求書が送付されるので、納入した後にネットワーク会員として正式に登録される。

3. 入会金・年会費

(1) 入会金・年会費は、下記各号の通りとする

①施設会員

コード	要件	入会金	年会費
1-1	【病床数】 299床以下	10,000円	10,000円
1-2	【病床数】 300床～499床	15,000円	15,000円
1-3	【病床数】 500床～999床	20,000円	20,000円
1-4	【病床数】 1000床～1999床	25,000円	25,000円
1-5	【病床数】 2000床～4999床	30,000円	30,000円
1-6	【病床数】 5000床以上	50,000円	50,000円

②個人会員

コード	要件	入会金	年会費
2-1	医療従事者、研究者等	5,000円	5,000円

③賛助会員

コード	要件	入会金	年会費
3-1	法人	50,000円	50,000円
3-2	個人事業者及びその他の個人。	20,000円	20,000円

(2) 入会金、年会費の施設会員の要件について以下のように定める。

- ①病院単位（1施設＝1病院）での入会を原則とし許可病床数をもって【病床数】とする
- ②医療に関連する法人等の場合、希望すれば法人等全体を1施設として入会を認め、法人等所属の病院の許可病床数の合計をもって【病床数】とする。また、法人等所属の介護老人保健施設等を含むことを希望する場合は、病院許可病床数合計に入所定員数を加算して【病床数】とする
- ③恩賜財団済生会、日本赤十字社、厚生連、国立病院機構等の所属病院の場合、その地域で中核となる病院においては、希望すれば附属する分院・介護老人保健施設等を含んで1施設とすることができる。その場合、分院・介護老人保健施設等の許可病床数、入所定員数を合算して【病床数】とする。
- ④大学医学部附属病院、医科大学附属病院等において、分院を含めて1施設としての入会を希望する場合は、個別事案として理事会において審議する。

以上